

○黒滝村重度心身障害者老人等医療費助成要綱

昭和58年2月1日

規則第2号

改正 平成13年7月11日要綱第11号
平成14年7月1日要綱第6号
平成14年9月30日要綱第10号
平成15年9月4日要綱第9号
平成16年3月22日要綱第9号
平成18年7月19日要綱第10号
平成20年5月1日要綱第3号
平成23年7月29日要綱第11号
平成28年3月23日要綱第7号

(趣旨)

第1条 重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く、又ひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)その他の法令の規定により負担した一部負担金又は一部負担金相当額(以下「一部負担金等」という。)のうち、次に掲げる額を控除した額に相当する額を助成する。

- (1) 医療機関等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円

(助成の要件)

第2条 一部負担金等の助成は、黒滝村に住所を有する高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者(高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。)のうち、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 黒滝村心身障害者医療費助成条例第2条第1項第2号から第4号及び第2項に規定する助成要件に該当する者
- (2) 黒滝村ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第1項の各号(第3号を除く。)に規定する助成要件に該当し、かつ、第4条に規定する支給制限を受けない者

(助成の申請)

第3条 一部負担金等の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等医療費助成申請

書（第1号様式。以下「申請書」という。）を村長に提出するものとする。この場合において、村長は、必要な書類を添付させることができるものとする。

（助成の決定）

第4条 村長は、申請書を受理した場合において、第2条の助成の要件に該当する者（以下「助成対象者」という。）であると認めるときは、重度心身障害老人等医療費交付請求書（第2号様式。以下「請求書」という。）用紙を交付するものとする。

2 村長は、申請書の提出がない場合においても助成対象者であると認めるときは、前項の規定に準じて請求書用紙を交付できるものとする。

（一部負担金等の請求）

第5条 助成対象者は、医療機関等に一部負担金等を支払った場合又は村長に医療費の支給を申請した場合は、請求書により村長に一部負担金等を請求するものとする。

（一部負担金等の交付）

第6条 村長は、第5条の請求があつたときは、診療報酬明細書又は連名簿により当該助成対象者が一部負担金等を支払ったことを確認のうえ、一部負担金等を交付するものとする。

（助成の更新申請）

第7条 助成対象者は、毎年6月1日から同月30日までに重度心身障害老人等医療費助成（更新）申請書（第1号様式）を村長に提出するものとする。

2 第4条の規定は、前項の規定による更新申請があつた場合において準用する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（平成13年要綱第11号）

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年要綱第6号）

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年要綱第10号）

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年要綱第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年10月1日より適用する。

附 則（平成16年要綱第9号）

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の黒滝村重度心身障害者老人等医療費助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に対して行われる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年要綱第10号）

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の黒滝村重度心身障害者老人等医療費助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後について適用し、同日前については、なお従前の例による。

附 則（平成20年要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則（平成23年要綱第11号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の改正の日以前に行われた医療費に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年要綱第7号）抄

（施行期日）

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

（黒滝村重度心身障害者老人等医療費助成要綱の一部改正に伴う経過措置）

第14条 この要綱の施行の際、第15条の規定による改正前の黒滝村重度心身障害者老人等医療費助成要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

㊦ 重度心身障害老人等医療費助成 交付(更新)申請書

対象者	後期高齢者 医療保険者番号		氏名	男女
	後期高齢者 医療保険者番号		生年月日	年 月 日
	個人番号			
配偶者	個人番号		氏名	
扶養義務者	個人番号		氏名	

所得状況		①助成対象者		②配偶者及び扶養義務者	
氏名					
③控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、老人控除対象配偶者、特定扶養親族又は老人扶養親族の合計数)) (ひとり親家庭等の方で該当する場合のみ記入)		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
④③以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童		人			
⑤	所得額	円	円	円	円
⑥	金品等の額	円	円	円	円
⑦ 控 除	雑損	円	円	円	円
	医療費	円	円	円	円
	社会保険料	円	※ 円	※ 円	円
	小規模企業共済等掛金	円	円	円	円
	配偶者特別	円	円	円	円
	障害者(特別障害者を除く)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円	人
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円	人
障害者・特別障害者・寡婦(夫)・寡婦の特例・勤労学生の別	障・特障・寡・寡特・勤	障・特障・寡・寡特・勤	障・特障・寡・寡特・勤	障・特障・寡・寡特・勤	
肉用牛の売却による農業所得についての免除額	円	円	円	円	
※ 控除後の所得額	円	円	円	円	
※ 審査		認 定 ・ 却 下			

⑧ 申 請 事 由	心身障害者の方 該当する番号を○で囲んでください。 (1については()内の符号)	1 身体障害者手帳(イ 1級 ロ 2級)を所持している。
	ひとり親家庭等の方 該当する番号を○で囲み、□枠内を記入してください。	2 療育手帳のAを所持している。 1 ひとり親家庭等の方で18歳未満の児童を扶養している。 住所 氏名 (生年月日) (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入) 2 父母のいない18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の方又は婚姻をしたことのないひとり親家庭等の方である。 住所 氏名 (生年月日) (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入)

上記のとおり申請します。尚申請にあたり以下のことを確認し、同意します。

- ・本助成制度の助成要件の審査を受けるために必要な、所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・本助成金の支給について、すでに受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。
- ・高額介護合算療養費支給申請に関する情報提供及び医療分受領の権限を委任すること。

平成 年 月 日

申請者
住所
氏名

黒 滝 村 長 殿

印

※は記入する必要はありません。

第2号様式

重度心身障害老人等医療費交付請求書

受給者番号		
(ふりがな) 氏名	男女 生年月日	年 月 日生
住所	(〒 —) (電話番号 —)	
黒滝村長 殿		
上記のとおり、重度心身障害老人等医療費の支給を申請します。		
年 月 日		
申請者 氏名		印

(注意)裏面も忘れずに記入ください。

(裏面)

(委任状)

私は、
年 月 日請求した重度心身障害老人等医療費の受領に関する
ことを、

申請者の住所、氏名

印

代理人の住所、氏名

印

口座 振替 依頼欄	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	金融機関コード		店舗コード
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号
	口座名義人	フリガナ	

第1号様式

第2号様式